

○ 短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示

（平成三十年一月二十六日）  
 文部科学省告示第七号  
 最終改正 令四・九・三十文科告百三十

短期大学設置基準第十六条第四項に規定する入学前の実務の経験を通じた職業に必要な能力の修得を授業科目の履修とみなして短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上覧に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によつて行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位（短期大学設置基準第十九条に規定する短期大学であつて同条に規定する要件を卒業の要件とするもの（以下「短期大学設置基準第十九条の短期大学」という。）にあつては、十五単位）を超えないものとする。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業に必要な能力を育成することを目的とする科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該短期大学において短期大学の教育に相当する水準を有すると認められたものに限り。）を有することにより、当該短期大学の授業科目において修得させることとして職業に必要な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者 一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査 二 前号に掲げるもののほか、前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの イ 審査を行う者が国、地方公共団	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得しているものと認められる職業に必要な能力を修得させることとして、当該授業科目について、当該短期大学に修得させることとして、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位を超えない範囲で、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位（短期大学設置基準第十九条の短期大学にあつては、十五単位）を超えない範囲で与える。

体、独立行政法人その他の公益的法人であること ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十条第一項に規定する短期大学の目的に照らして適切なものであること ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業において実務上の業績を有することにより、当該短期大学の授業科目において修得させることとして職業に必要な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得しているものと認められる職業に必要な能力を修得させることとして、当該授業科目について、当該短期大学に修得させることとして、修業年限が二年の短期大学にあつては十単位を超えない範囲で、修業年限が三年の短期大学にあつては十五単位（短期大学設置基準第十九条の短期大学にあつては、十単位）を超えない範囲で与える。
---	---	---

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令四・九・三十文科告百三十）抄

（施行期日）

第一条 この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

（施行期日）